- 1. 件名:日本フェンオール株式会社の不適切行為に係る原子力発電所への影響
- 2. 日時: 令和4年4月6日 14時05分~15時40分
- 3. 場所:原子力規制庁2階大会議室(テレビ会議システムを利用)
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室 齋藤室長、北嶋室長補佐、山下係長

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、水野企画調査官、菊川管理官補 佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導 官、反町主任監視指導官、山中原子力運転検査官、松宮原子力運転検査官 補、林原子力規制専門員

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

中田企画調査官、上田企画調査官、平井上席原子力専門検査官

柏崎刈羽原子力規制事務所

渡邉事務所長、百瀬原子力運転検査官、芦田原子力運転検査官、山形原子力 運転検査官

玄海原子力規制事務所

木下事務所長

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。) 原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー他20名 九州電力株式会社(以下「九州電力」という。) 原子力発電本部 原子力設備グループ長他8名

5. 要旨

- (1) 日本フェンオール株式会社(以下「日本フェンオール」という。)で不適切行為 のあった定温式スポット型感知器及び中継器(以下「不適切品」という。)につい て、東京電力及び九州電力から、原子力発電所への影響について以下のとおり説明 があった。
 - ▶ 東京電力では、不適切品のうち自動火災報知設備(供用中)については柏崎刈羽原子力発電所及び福島第一原子力発電所、新規制基準で要求される火災防護設備(供用前)については柏崎刈羽原子力発電所にそれぞれ設置されていた。今回の不適切行為を受け、不適切品の作動試験を改めて実施し、現状、正常に動作していることを確認した。また、日本フェンオールが日本消防検定協会に委託し実施した自治省令第17号及び第18号に基づく試験等を踏まえ、設置環境下において火災感知機能に直ちに影響を与えるものではないことを確認した。自動火災報知設備については、日本フェンオールと時期等を協議の上、不適切品の交換を実施する。新規制基準で要求される火災防護設備については、

今後の日本フェンオールの原因調査を受けて、継続使用をするか交換を実施するかの検討を行う。

- ▶ 九州電力では、不適切品が玄海原子力発電所3、4号機に設置されていた。今回の不適切行為を受け、不適切品の作動試験を改めて実施し、正常に動作していることを確認した。また、日本フェンオールが日本消防検定協会に委託し実施した自治省令第17号及び第18号に基づく試験の結果や不適切品の設置環境を踏まえ、不適切品の監視機能は維持できていると考えている。不適切品については、日本フェンオールと時期等を協議の上、交換を実施する。
- (2) 原子力規制庁から、東京電力に対して、新規制基準で要求される火災防護設備に 不適切品を継続使用する場合には、各不適切品の火災感知機能に問題がないことを 再度説明するように伝えた。また、両事業者に対して、不適切品の交換時期が決定 した際には、報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料1:日本フェンオールの不適切行為に係る東京電力設置の原子力発電所への影響 資料2:日本フェンオールの不適切行為に係る九州電力設置の原子力発電所への影響 以上